

北マリアナ諸島への入国(境)について

新型コロナウイルス特別対策本部は、北マリアナ諸島(以下CNMI)における新たな入国(境)措置を発表しました。詳細は以下のとおりです。なお、この措置は5月17日より適用となります。

	到着72時間前までのオンライン申請※4	到着時のPCR検査	隔離措置(2度目のPCR検査が陰性となるまでの期間)		2度目PCR検査(5日目に実施)	その他条件	
			自主隔離	政府指定施設における隔離措置			
米国疾病予防管理センター(CDC)による渡航勧告レベル1の国・地域※1からの入国(境)	コロナワクチン接種完了※2.3	○	×	×	×	○	自宅/宿泊施設の全対象世帯者/全対象施設従業員のワクチン接種が完了及び北マリアナ公立病院(CHCC)職員による承認の必要あり
(レベル2以上の国・地域の乗継地において入国をしていない場合)	コロナワクチン未接種	○	×	×	○	○	
CDCによる渡航勧告レベル2以上の国・地域※1からの入国(境)	コロナワクチン接種完了※2.3	○	○	○	×	○	自宅/宿泊施設の全対象世帯者/全対象施設従業員のワクチン接種が完了及びCHCC職員による承認の必要あり
	コロナワクチン未接種	○	○	×	○	○	

※1 CDC渡航勧告レベル：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/map-and-travel-notice.html>

※2 ワクチン接種完了時から14日以上経過している状態

※3 公式ワクチン接種証明(CHCC職員が確認)、CDCワクチン証明は不可

※4 オンライン申請：[CNMI Mandatory Declaration Form | CNMI Office of the Governor](#)

上記措置は変更となることがあります。必ずご自身で最新情報を御確認ください。

ウェブサイト① (CNMI 政府)：<https://governor.gov.mp/covid-19/travel/>

ウェブサイト② (CHCC)：<http://www.chcc.gov.mp/pressrelease.php>

問い合わせ先：(670)287-0046